審　査　基　準

Ａ－ｅ―18

令和７年３月 24 日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第 108 条の 32 の３第１項
処 分 の 概 要：運転免許取得者等検査の認定
原権者(委任先)：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第 108 条の 32 の３第１項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第１条（方法の区分）、第２条（運転免許取得者等検査員）、第３条（設備）、第４条（方法の基準）及び第６条（認定の申請）
審　査　基　準：別紙１及び別紙２のとおり。
標準処理期間　：30 日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：愛知県警察本部運転免許課
問い合わせ先： ・　運転免許取得者等検査の認定に関する規則第１条第１号 愛知県警察本部運転免許課検査実施係 電話（052）951-1611 内線 781-259 ・　運転免許取得者等検査の認定に関する規則第１条第２号 愛知県警察本部運転免許課講習実施係 電話（052）951-1611 内線 781-260
備　　考：